

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和3年1月22日

大和市長 大木 哲 殿

大和市個人情報保護審査会

会 長 久 保 博 道

令和2年7月15日付け（総務課）、及び同年7月17日付け（市民課）から諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 審査請求に係る<br>保有個人情報の内容 | 審査請求人に係る法律相談（訴訟打合せ）記録                                      |
| 審 査 の 結 果            | 実施機関が、審査請求に係る「審査請求人に係る法律相談（訴訟打合せ）記録」の一部について不開示とした決定は妥当である。 |

## 第1 審査請求の経過

- 1 令和2年2月17日、審査請求人は、同人への大和市長からの訴訟費用の請求に関する法律相談に係る個人情報開示2件（以下①及び②の開示請求という。）を請求した。
- 2 令和2年3月2日、①及び②の開示請求につき、大和市長による一部開示決定がなされる。
- 3 令和2年3月18日、審査請求人は、同人と大和市長間の慰謝料請求訴訟に関する法律相談に係る個人情報開示を請求した（以下③の開示請求という。）。
- 4 令和2年3月18日、審査請求人は、同人からの情報公開請求に対し権利濫用を理由とした大和市長による非公開決定の処分に関する法律相談に係る個人情報開示を請求した（以下④の開示請求という。）。
- 5 令和2年3月25日、④の開示請求につき、大和市長による一部開示決定がなされる。
- 6 令和2年3月31日、③の開示請求につき、大和市長による一部開示決定がなされる。
- 7 令和2年5月7日、①ないし④の開示請求に対する各一部開示決定に対し、審査請求人から本件審査請求がなされた。

## 第2 審査請求の趣旨

①ないし④の開示請求に対する一部開示決定における不開示情報につき開示を求める。

## 第3 当事者の主張

### 1 審査請求人の主張の要旨

#### (1)理由提示の不備について

実施機関が本件一部開示決定通知書に記載した不開示理由は、理由提示に関して最高裁判例（平成4年（行ツ）第48号 最判平成4.12.10）が示す基準を満たさず違法である。すなわち、実施機関は、大和市個人情報保護条例第19条5号イの条項である「当事者としての地位を不当に害するおそれ」の文言を一部開示決定通知書に記載するものの、この「おそれ」について理由説明がなされていない。

#### (2)条例第19条5号イ該当性について

①ないし④の開示請求に係る不開示情報が条例第19条5号イにいう契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報として、秘匿性を有するものであったとしても、当該争訟に係る訴訟については、既に確定をしているか、確定していなくとも本案事件の形態をなさないことにより、当該訴訟に何ら影響を及ぼすことは不存在であることから、本件不開示情報は法的保護を必要としない行政情報である。

### 2 実施機関の主張の要旨

#### (1)理由提示の不備について

審査請求人が引用する最高裁判例（平成4年（行ツ）第48号 最判平成4.12.10）は「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合」については、不開示の根拠規定を示すことで足りるとするものである。

本件では、審査請求人にとってみれば、本件不開示部分には、本件争訟に係る顧問弁護士への法律相談の具体的内容が記録されていることは明らかである。

そうであるとする、これを実施機関が審査請求人に不開示とすることの理由が、大和市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれの回避にあることは、審査請求人にとって「当然知り得るような場合」であるといえる。

よって、理由提示の程度としては上記判例の基準に照らしても十分であり、この点につき、審査請求人の主張には理由がない。

## (2) 条例第19条5号イ該当性について

最高裁判例（平成8年（行ツ）第236号 最判平成11.11.19）は、逗子市の非公開事由である「争訟等の対応方針に関する情報」の解釈として、「現に係属し、又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されると解すべきではなく、市が行うことのあるべき争訟に対処するための一般の方針をも含む」と判示する。

これは、争訟が終結し現に係属しない状態であっても、現在および将来の実施機関がかかわる争訟の遂行に著しい支障を生じるおそれが認められる場合も含むものと解することができる。

したがって、現に争訟に係属している権利濫用事案に関する④の開示請求の関係は当然のこと、審査請求人が確定していると主張する訴訟費用の請求に関する①及び②の開示請求の関係、並びに慰謝料請求訴訟に関する③の開示請求の関係についても、条例第19条5号イに該当し、これらを不開示としたことには合理的な理由があり、この点についても審査請求人の主張は理由がない。

## 第3 当審査会の判断

### 1 理由提示の不備について

- (1) 条例第23条4項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について不開示とする決定をする場合は、決定書面にその理由を提示しなければならないと定めている。

この理由提示をすべきとしている趣旨は、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公平妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあるといえる。

このような趣旨によると、保有個人情報の不開示決定通知書に提示すべき理由としては、開示請求者において、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了解できるものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第23条4項の要求する理由提示としては十分でないといふべきである（同旨最高裁判例平成4年（行ツ）第48号最判平4.12.10）。

- (2) 本件の4件の開示請求に対する一部開示決定書の理由は、いずれも不開示理由に

あたる条例の条項数とその文言のみをそのまま記載している。

他方、①及び②の開示請求に係る文書は、いずれも大和市が裁判所に対し申し立てた訴訟費用額確定処分申立事件合計9件に関して、大和市の職員が同市の顧問弁護士との間で法律相談として行った、事件の方針、手続の準備、見通し等について協議した内容の記録である。これらの事件の対象となった訴訟は、審査請求人を原告とし、大和市を被告とするものであった。

また、③の開示請求に係る文書は、審査請求人が原告となり大和市を被告として提起された訴訟に関して、同じく大和市職員が法律相談として顧問弁護士と上記と同様の協議をした内容の記録である。

④の開示請求に係る文書は、審査請求人が大和市に対し大和市情報公開条例第5条に基づき行政文書の情報公開請求を行っている件に関して、同じく法律相談として顧問弁護士との間で、上記と同様の協議をした内容の記録である。

- (3) 本件の一部開示決定通知書には、上記のとおり不開示の理由として条例の根拠条文を記載するのみであるが、開示請求に係る各文書の種類やその性質は上記のとおりであるから、同文書が大和市の訴訟等の争訟に係る事務に関しその当事者としての立場で作成されたものであることは明らかである。この事実からすると、開示請求者が、実施機関が、そのような文書が開示されると大和市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることを理由に、開示を拒否したものであることは容易に理解できるものと認められる。

以上のことから、本件では、一部開示決定通知書に記載された不開示の根拠規定により、開示請求する文書の種類やその性質とあいまって開示請求者が決定の理由を了解できるものというべきである。

なお、審査請求人は、不開示決定の理由として「不当に害するおそれ」を具体的に提示すべきであると主張するが、開示請求に係る文書の性質等に照らして、その必要はないものと解される。

- (4) よって、一部開示決定通知書に記載された不開示理由は、不十分であるとはいえ、同決定に不備はない。

## 2 条例第19条5号イの該当性について

- (1) 条例第19条5号イは、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある保有個人情報を実施機関に開示する義務がない旨定めている。

この規定は、争訟に係る内部的方針等に関する情報が正規の争訟の場を経ずに相手方当事者に伝わるなどして、市の当事者としての地位が害され紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあることから不開示とすることを定めていると解される。

- (2) 本件不開示情報は、前述のとおり、いずれも、審査請求人を相手方とする訴訟に付随する訴訟費用確定処分申立事件又は市との間の行政処分申請事件の争訟に関して、これに対処するための方針、対応、準備等について市の内部的な打合せを行った内容

を記録した文書である。

したがって、このような文書の内容を開示することは、それらの情報が相手方である審査請求人に明らかとなり、これにより市が、争訟等に関し、当事者として行う事務の執行が著しく困難になるおそれがあることは明らかである。

- (3) もっとも、各一部開示決定のうち、③の開示請求に関する訴訟は、すでに令和元年12月13日に確定して終了しており、一部開示決定する時点では、関係する訴訟は係属していない。

しかし、審査請求人と市の間では、上記訴訟と関連がないといえない事実関係をもとにした複数の訴訟が係属しているという事情があり、本件不開示文書の内容も考慮すると、なおこれを開示することによって市の当事者としての地位が害されるおそれが失われたということとはできない。

本人の個人情報とは可能な限り開示すべきであるとしても、本件につき実施機関が条例第5条イに該当するとしてこれを不開示と判断したことに違法は認められない。

- (4) なお、④の開示請求に関する情報公開請求の件についても、すでに令和元年12月12日に市長によって非公開決定がなされ、同案件は終了しているが、これに対して審査請求人が審査請求と訴訟提起をし、同審査請求に対しては棄却の裁決がなされているが、同訴訟が係属している。

④の開示請求に係る文書は、行政処分を求める情報公開請求に関する打合せのみならず、その後の訴訟を含めた争訟全体に関係する内容の記録であり、これを開示することは、依然として市の当事者としての地位を害するおそれがあるものと認めることができる。

よって、④の開示請求に係る一部開示決定についても違法はない。

### 3 付言（理由提示について）

前記のとおり、本件決定については、理由の不備はないものと判断されるが、一般に不開示決定を行うにあたって、その理由として条例の条文をそのまま記載するのみとするのは、行政処分における理由提示の趣旨から求められる理由の記載として適切なものということとはできない。

本件事案のような場合であっても、少なくとも根拠条文の文言を当該事案の事実関係に則してこれにあてはめ、わかりやすく表記することが望ましい。

以上、付言する。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求はいずれも理由がなく、実施機関がした本件一部開示決定処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

## 第4 審査の経過

令和2年 7月15日 諮問（総務課）

令和2年 7月17日 諮問（市民課）

令和2年 8月27日 第1回審議

令和2年11月 5日 第2回審議

令和3年 1月22日 答申